

令和6年6月

第7回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
6番	石田 真也	7番	中島 信夫
8番	関口 和美	9番	岡田 実
10番	雨貝 洋子	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	23番	市村 元則
24番	蛭原 昇		

欠席委員

5番 飯岡 宏記

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	苅谷 智美
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主事	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

- |      |         |   |
|------|---------|---|
|      | 議案第 2号  | 農地法第4条の規定による許可について                                      |
|      | 議案第 3号  | 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について                             |
|      | 議案第 4号  | 現況証明の発行可否について   |
|      | 議案第 5号  | 農用地利用集積計画の決定について  |
|      | 議案第 6号  | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
|      | 議案第 7号  | 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について                     |
|      | 議案第 8号  | つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱について                                  |
|      | 議案第 9号  | 令和6年度農業者年金加入推進活動計画について                                  |
|      | 議案第 10号 | 令和6年度農業者年金加入推進部長の推薦について                                 |
|      | 議案第 11号 | つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について                              |
|      | 議案第 12号 | つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦について                              |
|      | 議案第 13号 | 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について                               |
| 日程第3 | 報告第 1号  | 農地法第3条の3の規定による届出について                                    |
|      | 報告第 2号  | 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について                    |
|      | 報告第 3号  | 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について                    |
|      | 報告第 4号  | 農地法第18条第6項の規定による通知について                                  |
|      | 報告第 5号  | つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん結果について                      |
|      | 報告第 6号  | 農地等の現況に係る照会に対する回答について                                   |

---

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、令和6年第7回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日は御苦勞様です。

第7回総会を招集しましたところ、多数の皆様は御出席いただきましてありがとうございます。

最近は、気温の高い日も続き、かなり蒸し暑くなつてまいりましたが、体調には気を付

けていただければと思います。

また、今月22日には、農地再生チャレンジ事業の収穫体験作業が予定されておりますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

本日は御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

続きまして、先月開催しました総会では、進行の都合上、新たに就任された委員の皆様に御挨拶をいただく時間を割けなかったものですから、本日、議事の御審議をいただく前に、一言ずつ皆様から御挨拶を頂戴したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<「はい」と呼ぶ者あり>

事務局（鳴海事務局長）

それでは、ただいま御着席されている順番で、皆様にお顔をお見せできるように御起立して御挨拶いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、野堀委員から、よろしくお願ひしたいと思います。

野堀良夫委員

豊里地区の野堀です。4期目です。今期は若い委員が増えたので、押し出されそうな感じですが、3年間職務に励んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

青木道子委員

谷田部地区の青木です。4期目です。谷田部地区でも新しい委員が入って6人体制となりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

蛭原 昇委員

茎崎地区の蛭原です。以前、農業委員の選任は、公職選挙法による選挙で行われておりましたが、知らない方々もおられることと思ひます。私は、6期目で、選任された最後の委員だと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

石島 繁委員

大穂地区の石島と申します。3期目です。私は引き続き、遊休農地対策専門委員会を担当します。皆さんよろしくお願ひします。

加園秀信委員

筑波地区の加園です。3期目です。水稻を中心に芝、あと根菜類等を栽培しております。よろしくお願ひします。

吉田新一委員

先月の会長選考に際しては、お騒がせしてしまい、申し訳ありませんでした。桜地区でレンコンの栽培をしております吉田です。4期目です。よろしくお願いいたします。

#### 飯泉厚彦委員

今回より、農業委員をさせていただくことになりました谷田部地区の飯泉と申します。栽培している作物は、原木のシイタケです。分からないことばかりで、いろいろと教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 關 元章委員

今回より、農業委員をさせていただくことになりました筑波地区の關と申します。先輩方に御指導をいただきながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 横田晋吾委員

今回より、農業委員をさせていただくことになりました谷田部地区の横田と申します。現在、水稻をメインに農業経営を行っております。先輩方に御指導をいただきながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 飯島秀幸委員

今回より、農業委員をさせていただくことになりました谷田部地区の飯島と申します。露地野菜を中心に栽培しております。頑張りますので、よろしくお願いいたします。

#### 石田真也委員

豊里地区の石田です。これまでに農地利用最適化推進委員を2期務めさせていただいておりますが、今回より農業委員になりました。引き続き、農地利用最適化の推進をすべく頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 中島信夫委員

今回より、農業委員をさせていただくことになりました谷田部地区の中島と申します。水稻をメインに栽培しております。先輩方に御指導をいただきながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 白石 悟委員

筑波地区の白石です。作物は、菌床シイタケを中心に栽培しております。3期目ですが、1期目同様、初心に戻って、また3年間業務に励んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 雨貝洋子委員

大穂地区の雨貝です。2期目です。私は、中立委員ということで農業はやっていないので、この1期目の3年は、本当に勉強、勉強、勉強で、何も分からず、皆様方に助けていただいて今日まで参りました。この2期目も、まだまだ助けていただきながら務めさせて

いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### 岡田 実委員

今回より、農業委員をさせていただくことになりました筑波地区の岡田と申します。先月、筑波地区の現地調査会に出席し、非常に勉強になりました。皆様に御指導をいただきながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 関口和美委員

今回より、農業委員をさせていただくことになりました谷田部地区の関口と申します。栽培作物ですが、野菜の苗と、あとは葉物の露地栽培、白菜とかキャベツ、ネギを中心に行っております。皆様の御指導よろしくお願いいたします。

#### 對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。3期目です。今回、遊休農地対策専門委員会の委員長を仰せつかりました。今後、収穫祭ほか、皆様にはいろいろお手伝いいただくことが多々あるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 大野博司委員

荳崎地区の大野です。3期目です。今回、農業政策専門委員会の委員長を仰せつかりました。今後は、委員の皆様から提出された要望意見を取りまとめ、国、県及び市へしっかりと伝えていければと考えております。よろしくお願いいたします。

#### 本橋文男委員

桜地区の本橋です。4期目です。皆さんと一緒にいろいろ勉強しながら業務に励んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 飯島孝一委員

大穂地区の飯島です。4期目です。引き続き、農業担い手対策専門委員会の委員長を仰せつかりました。今年度からは平成7年より実施してきた結婚支援事業を取止め、担い手農家への情報提供を行う講演会方式にしていきたいと考えているところでございます。御支援、御協力をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

#### 市村元則委員

桜地区の市村です。6期目です。作物は、トマトとかキュウリの野菜を中心に栽培しております。今後ともよろしくお願いいたします。

#### 遠藤道夫委員

筑波地区の遠藤です。5期目です。今回、会長職務代理者の大役を仰せつかりました。皆様と一緒に仲良くやりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

桜地区の飯野です。5期目です。引き続き、農業委員会会長の大役を仰せつかりました。皆様と一緒につくば市農業委員会の発展に尽力したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（鳴海事務局長）

委員の皆様、ありがとうございました。事務局一同からも、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に戻ります。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第7回総会を開会いたします。

今日は傍聴人はいらっしゃいますか。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

傍聴人の方にお願ひがあります。つくば市農業委員会会議規則第26条に基づき、会議の妨げとなる行為、発言等を禁止いたします。

また、つくば市議会傍聴規則第9条に準じて、写真撮影や録音をすることを禁止いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席5番飯岡宏記委員より、欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

本日の出席委員数は23名で、定足数に達していることから、令和6年第7回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

---

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席1番關 元章委員、議席2番飯泉厚彦委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

---

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

続きまして、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号11番、16番、17番については、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号27番、31番、32番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から、提出番号11番、16番、17番を除いて、議案第3号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号11番、16番、17番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号1番については、農業経営開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、申請者は野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号3番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、申請人は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号4番から6番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る6月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号7番と8番については、同一申請人のため一括して説明いたします。申請人は水稻と野菜を作付けする農家で、申請地には野菜と芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号7番、8番については、農機具なども確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一

層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号10番については、水稻・麦・大豆・ブドウを作付けしている農地所有適格法人で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号12番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号9番、10番、12番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、野菜・ハスを作付けしている農家で、申請地にはハスを作付けする予定です。

提出番号14番については、野菜・水稻を作付けしている農家で、申請地にはブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号15番については、野菜・水稻を作付けしている農家で、申請地にはニンニクを作付けする予定です。

提出番号18番については、野菜・水稻を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号19番については、申請されている隣接地に申請人が自己用住宅を建設中ですが、接道する市道に下水道管が設置されていないことから、当該地を埋設管引き込みの用に供するため、区分地上権を設定するためです。

以上のことから、提出番号13番から15番、18番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、提出番号19番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われませんが、な

お一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から10番、12番から15番、18番、19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から10番、12番から15番、18番、19番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から10番、12番から15番、18番、19番について、許可することに決定いたします。

---

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、近隣で電気工事業による個人事業主ですが、既存の資材置場が手狭となり、業務に支障を来していることから、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を防護柵で囲い、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上、6mの電柱を最大で100本置く計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、アパート経営による資産の安定を図る目的として、共同住宅用地として申請するものです。資金については自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

---

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号11番、16番、17番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号37番については、議事参与の制限案件に該当しますので、37番を除いて担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を妻の父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、全国的に展開するコンビニエンスストアを経営する法人で、事業拡大のため、新たな店舗を建設すべく申請地を借り受け、コンビニエンスストア用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、店舗1棟、物置1棟を設置の上、駐車場35台分を確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、申請地の農地区分は第2種と判断いたしました。申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、580Wパネル138枚を設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む法人と売電契約を結んだ上で電気を売る計画となっております。

以上のことから、提出番号1番から5番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、県外に本店を置き、不動産業を営む法人です。今般、住宅用地としての新たな需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅1棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、高齢の両親が申請地の隣接地に移住することとなり、生活の援助や将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、現地調査の際に、許可後の土地利用計画図や転用面積の必要性を説明できる資料が整っていなかったことから、資料の提出を求めるべく、継続審議と

いたしました。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、県外で認定保育園業を営む社会福祉法人です。今般、近隣の公立保育所が施設の老朽化により今年度末で閉所し、民間に移管することとなったことから、申請地を取得し、保育園用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、保育施設1棟を建築し、従業員用駐車場や運動場のスペースを確保する計画です。資金については自己資金と金融機関等からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、将来のことを考え、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。申請者は、市内及び近隣市町村で農業と電気工事業を兼業で行っている個人事業者です。今般、規模の拡大に伴い、新たな営農の拠点が必要になったことから、申請地を取得し、農業用倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をブロックで囲い、全面を碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、農業用倉庫1棟と建築し、トラクター、乾燥機等を置き、普通自動車3台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号11番については継続審議。提出番号6番から10番、12番から18番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地と第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、県外に本店を置き、申請地と同一大字内で医薬品製造販売業を営む法人です。今般、新たに研究施設を建築するために既存の駐車場を資材置場として利用していることに加え、従業員の増加に伴い駐車場が不足し、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請されたもので、令和10年12月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車50台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号20番については、申請地の農地区分は第2種と判断しました。申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、550Wパネル178枚を設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に電気を売る計画となっております。

提出番号21番については、申請地の農地区分は第3種と判断しました。申請者は、市内で足場工事業を営む法人です。今般、既存の資材置場の返却を土地所有者から要請されたことから、新たに資材置場を確保すべく、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、周囲を木柵で囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、足場パイプ等の足場資材とトラック6台、普通自動車15台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、関係する都市計画法の申請がなされておらず、事業の確実性が担保されていないことから、関係法令申請を促すべく継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号23番については継続審議。提出番号19番から22番については、一般基準に適合の上、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

6月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号24番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、新たな事業の開始に伴い、既存の資材置場が手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプと鋼板で囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、木材約30本、塩ビ管約30本、砕石300㎡、砂200㎡を置き、車両通路と転回スペースを設ける計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号25番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、県外に支店を置き、全国的に展開している道路の舗装工事等を営む法人です。今般、申請地の近隣で建設工事を受注したことから、申請地を借り受け、駐車場兼資材置場用地として申請するものですが、申請地の一部を無断で使用してしまっていたことから、始末書つきの申請となっております。令和8年10月31日までの一時転用となります。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車28台分、中型車5台分の駐車スペース及びコンテナ2基、砕石60㎡を置く計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号24番から26番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号27番と議案第1号の提出番号11番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第1種農地と判断いたしました。申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可を申請するものです。

議案第1号の提出番号11番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第3号の提出番号27番については、発電施設の支柱部分に対する農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年です。

下部の農地については、耕作権を取得している農地所有適格法人が引き続きサカキを栽培する計画となっております。既に275Wのパネルを324枚設置するために、支柱98本、引込柱1本の設置済みです。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されており、撤去費用については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号28番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在実家に住んでいますが、将来のことを考え、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関の融資及び母親からの借入れで賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号29番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号提出番号11番は、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま。

提出番号27番から29番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われまが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号30番については、農地区分は第3種と判断いたしました。現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号31番と議案第1号の提出番号16番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号16番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第3号の提出番号31番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間です。

下部農地については、耕作権を取得している農地所有適格法人が引き続きサカキを栽培する計画となっており、既に275Wパネルを324枚設置するための支柱100本、引込柱1本を設置済みです。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である

図面も添付されております。撤去費用については自己資金で賄い、関係法令協議も整っております。

提出番号32番と議案第1号の提出番号17番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第3種農地と判断いたしました。申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号17番については、区分地上権を設定するための農地法第3条の申請を、議案第3号の提出番号32番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間です。

下部農地については、耕作権を取得している農地所有適格法人が引き続きサカキを栽培する計画となっており、既に355Wパネルを252枚設置するための支柱96本、引込柱1本設置済みです。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については自己資金で賄い、関係法令協議も整っております。

提出番号33番については、農地区分は第2種と判断いたしました。申請者は、県外に本店を置きハウスメーカーで、別事業として太陽光発電事業も営んでいる法人です。今般、太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な事業地を貸していただけることとなったため、地上権を設定し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む法人に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、580Wパネルを1,584枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議も整っております。

提出番号34番については、農地区分は第3種と判断いたしました。現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号35番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、申請地の近隣で工作機械修理業を営んでいる法人の役員です。既存の機械修理部品置き場が手狭になってきたことから、申請地を取得し、資材置場用地として、自身が役員として勤める法人に貸し付けるため申請するものです。

許可後の利用方法は、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、修理部品等資材置場を確保する計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号36番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、県内で不動産業及び建設業を営む法人です。今般、つくば市内での工事受注の増加に伴い、既存の資材置場だけでは手狭となったため、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものですが、申請地の一部を無断で使用してしまっていることから、始末書つきでの申請となっております。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、コンクリート2次製品等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号38番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、県内で建設業を営む法人です。現在、事務所兼住居として利用している本社社屋について、事務所に用途を変更することとなったことから、新たに申請地を取得し、社宅用地として申請するものですが、申請地の一部を無断で使用してしまっていることから、始末書つきでの申請となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号39番については、農地区分は第2種と判断いたしました。申請者は、市内で認定保育園等を営んでいる社会福祉法人です。今般、市の選考による民間移管整備事業者に選定されたことから、申請地を取得し、保育園用地として申請するものです。資金については公的補助金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号40番については、農地区分は第3種と判断いたしました。現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号提出番号16番、17番は、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われまます。

議案第3号提出番号30番から36番、38番から40番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われまますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号11番、16番、17番及び議案第3号の提出番号1番から36番、38番から40番の説明及び報告が終わりました。

提出番号11番、23番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号11番、23番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号11番、23番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号11番、23番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号提出番号11番、23番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号11番、16番、17番及び議案第3号の提出番号1番から10番、12番から22番、24番から36番、38番から40番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号11番、16番、17番及び議案第3号の提出番号1番から10番、12番から22番、24番から36番、38番から40番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号11番、16番、17番及び議案第3号の提出番号1番から10番、12番から22番、24番から36番、38番から40番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号11番、16番、17番及び議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から10番、12番から22番、24番から36番、38番から40番については、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号37番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による本橋委員の退席を求めます。

（本橋文男委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号37番について、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号37番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、つくば市の認可地縁団体です。今般、申請地を取得し、団体で管理している共同墓地の駐車場用地として申請するものですが、申請地の一部を無断で使用してしまっていることから、始末書つきでの申請となっております。

許可後の利用方法は、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車6台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号 37 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号37番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号37番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号37番について、吉田委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号37番について、許可することに決定いたします。

本橋委員の復席を求めます。

（本橋文男委員 復席）

議長（飯野 和男）

なお、提出番号33番につきましては、30 a を超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

---

議案第 4 号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 4 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前から駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農業用機械等により容易に耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る6月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

以上のことから、提出番号3番、4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る6月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっています。

以上のことから、提出番号5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、20年以上前から宅地として使用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号6番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

提出番号2番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号2番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号2番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番については、蛸原委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号提出番号2番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番、3番から6番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番、3番から6番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番、3番から6番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 現況証明の発行可否についての提出番号1番、3番から6番は、証明発行否とすることに決定いたします。

---

#### 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書21ページになります。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年5月20日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、豊里地区で5年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号22番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区7件、谷田部地区6件、大穂地区5件、筑波地区1件、桜地区3件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号について、原案のとおり決定いたします。

---

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用  
集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農  
用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書24ページになります。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地  
利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年5月20日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求めら  
れているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号34番までのとおりとなり、豊里地区7件、谷田部地区2件、荃崎地区2  
件、筑波地区14件、桜地区9件となります。

なお、本計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出  
するものとなっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第6号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

---

議案第7号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書58ページになります。

議案第7号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について、御説明いたします。

こちらは、国土調査法に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関し、現況が非農地となっている土地の取扱いについて照会がありましたので、回答するものでございます。

今年度は、赤塚地区において地籍調査を実施し、今回の照会部分は、対象筆数が10筆、合計面積が8,555㎡となっております。こちらの対象に関しまして、市長部局から地目変更の同意を農業委員会に求められておりますので、お諮りするものでございます。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区で調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

地目変更に関わる土地10筆については、現況が宅地2筆、計1,283.35㎡、雑種地2筆、

計1,169㎡、山林4筆、計5,426㎡、道路2筆、8.48㎡となっております。

現地調査の結果、地目変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第7号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

対崎委員、お願いします。

対崎徳男委員

豊里地区の対崎です。議案第7号、整理番号4番に記載されている面積欄の数値に差異がありますが理由を教えてくださいと思います。

議長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

4番に関しましては、今回の地籍調査に際して分筆が行われたものとなっております。調査前は、面積が704㎡でしたが、今回の調査に際し、新たに筆を分筆し、当該地番のみを、照会にかけていることから面積に差異があるものでございます。

以上でございます。

対崎徳男委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに質問、意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり地目変更に同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定については、地目変更に同意することに決定いたします。

---

議案第8号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

農地利用最適化推進委員の候補者の選考につきましては、5月30日に第1回目の選考委員会を開催し、選考要領等を決定いたしました。6月4日には第2回目の選考委員会を開催し、一部の応募者の面接等を行い、候補者の採点をいたしました。詳細については、事務局より説明させます。

事務局でお願いします。

事務局（苅谷係長）

議案第8号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを御説明いたします。

推進委員募集については、令和5年10月1日から10月30日まで行い、15地区から16名の応募がありました。しかし、13地区については応募がいなかったことから、令和6年3月15日から4月15日まで再募集を行った結果、全28地区から30名の応募がありました。

以上の経緯を踏まえ、5月30日に第1回農地利用最適化推進委員選考会を開催し、候補者が重複している地区において面接を行う。評価点が平均点の半分に満たない場合には、農地利用最適化推進委員として不適任とすることなど、選考要領を定めました。

続く6月4日に、候補者が重複している第16地区、第28地区において面接を実施し、選考審査の項目に応じて評価を行い、その後第2回農地利用最適化推進委員選考会を開催し、推進委員の選考を行いました。

選考の結果、議案第8号の表のとおり、各地区の委員候補者を選任いたしました。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

---

議案第9号 令和6年度農業者年金加入推進活動計画について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 令和6年度農業者年金加入推進活動計画についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案第9号 令和6年度農業者年金加入推進活動計画についてを御説明いたします。

こちらは、独立行政法人農業者年金基金が毎年作成している農業者年金に関する取組方針の規定により、当市における活動計画を策定し、農業会議へ提出するものでございます。

まず、①の今年度の新規加入者については、全体で3名、20歳から39歳で2名、女性1名の新規加入者を目標として設定しております。

次に、④の今年度の年金の加入推進強化月間でございますが、10月から12月までを予定しております。戸別訪問や郵送などの具体的な加入推進の方法については、議案第10号でお諮りします加入推進部長さんと事務局で検討する予定です。

続いて、⑧の広報普及活動の実施については、当委員会で発行する「農委だより つくば」に加入していただくための広報活動を行う計画です。

今回総会で承認された上は、茨城県農業会議へ提出させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和6年度農業者年金加入推進活動計画については、原案のとおり決定いたします。

---

議案第10号 令和6年度農業者年金加入推進部長の推薦について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 令和6年度農業者年金加入推進部長の推薦についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案第10号 令和6年度農業者年金加入推進部長の推薦についてを御説明いたします。

先ほどの議案第9号と関連し、農業者年金基金の規定に基づき、毎年、農業委員会において加入推進部長2名を推薦することになっておりますので、議案として上程するものです。

5月30日に開催されました運営委員会で協議した結果、昨年と同様、飯野会長と雨貝委員を推薦すべきとの結論に至りましたので御報告いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、御質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

農業者年金加入推進部長に、私、飯野和男と雨貝洋子委員を推薦することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 令和6年度農業者年金加入推進部長の推薦については、私、飯野和男と雨貝洋子委員を推薦することに決定いたします。

---

議案第11号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

議案第12号 つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦について

議長（飯野 和男）

次に、議案第11号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について及び議案第12号 つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦についてを一括して議題といたします。よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第11号及び第12号を一括して議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

議案第11号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についてを御説明いたします。

経済部農業政策課より、7人の推薦を求められています。慣例では、代表と各地区の世話人の方が推薦されています。

5月30日に開催された運営委員会で協議した結果、今回も慣例どおり飯野会長、市村委員、野堀委員、加園委員、石島委員、大野委員、関口委員を推薦すべきとの結論に至りました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号 つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦についてを御説明いたします。

委員の任期満了に伴いまして、経済部農業政策課より、1名推薦を求められているものでございます。

こちら5月30日に開催されました運営委員会で協議しました結果、今回もこれまでどおり情報提供専門委員会委員長の青木委員を推薦すべきとの結論に至りました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第11号及び第12号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号及び第12号について、事務局説明のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について及び議案第12号 つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会委員の推薦については、事務局説明のとおり決定いたします。

---

議案第13号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第13号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案第13号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議についてを御説明いたします。

こちらは、農業委員会の最重要事項として位置づけられている農地利用の最適化推進について、情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記3点を申し合わせる決議でございます。

1つ目といたしましては、農業者や農村現場への農政情報の普及浸透と地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行うこと。

2つ目といたしまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行うこと。

3つ目といたしましては、11月21日までに、つくば市管内において目標としている購読部数105部の達成を申し合わせるものでございます。

今回の総会で承認された上は、茨城県農業会議へ提出させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第13号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

全国農業新聞普及推進について、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第13号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議については、原案のとおり決議いたします。

---

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書65ページから94ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第6号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、報告第1号から報告第6号について終了いたします。

その他報告ですが、玉取地内で実施する農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

遊休農地対策専門委員会より御報告申し上げます。

前年度の本橋委員長はじめ遊休農地対策専門委員の皆様のおかげをもちまして、今年度も探り掘りをしたところ、大変立派にジャガイモは育っております。今年度の農地再生チャレンジ事業につきましては、予定どおり6月22日に収穫を行うことになりました。

本日、農業委員会総会閉会後に遊休農地対策専門委員会を開催して、収穫日の詳細については協議をする予定となっております。

当日は、委員の皆様、推進委員の皆様、全員の参加により玉取圃場に集合していただき、収穫作業を実施することについては、既に決定しております。

また、ジャガイモ収穫体験については、ホームページでの募集の結果、236組、803名の方々に申込みをいただいております。

先月27日には、遊休農地対策専門委員会の私と副委員長の市村委員が立会いの下、厳正に抽選作業を行いました。収穫体験に参加していただく70組、230名の方々を決定しておりますので、併せて御報告させていただきます。

また、今月の来る18日に、ジャガイモの茎切りとマルチ剥がしを運営委員の皆様と筑波地区の委員さん、推進委員さんで行う予定となっております。当日は、午前8時半から作業を予定しております。こちらは、マルチを剥がして農協さんに持っていく作業ですとか、なかなかマンパワーが必要な作業になってきますので、ぜひとも御参加いただきまして、御協力いただければと思います。

また、本日、総会終了後に、当日のお弁当代1,000円徴収させていただきますので、ぜひ

ひともよろしくお願ひいたします。

以上で、遊休農地対策専門委員会からは報告となります。

続いて、別件となりますが、私から、農業委員会に対して2つの提案がございます。

まず、総会前に開催している各地区の現地調査会において、仮の総会資料をお配りしていただいていると思いますが、こちら審議案件である農地法第3条、4条、5条は重要ですので、見返すこともあると思いますが、届出等の報告案件については、総会で確認すれば十分なのかなと思っております。

つくば市も、平成25年に環境モデル都市として選定されていますので、農業委員会としても、なるべく二酸化炭素の排出を減らす意味でも、こちらの報告案件については、仮の総会資料から省略してもよろしいのではないかと思います。こちらが1点になります。

続いて2点目が、今回の3条の議案でもあったように、農業経営開始のために取得するという申が、昨年4月の農地法関連法案の改正以降、増えてきているように思います。小さな面積を本当に耕作するのかという懸念を皆さんも持たれているところなのかなと思います。そこで提案なのですが、農地利用最適化推進委員さんの活動実績が乏しいとの声を聴くこともありますので、農地パトロール業務を新たに担っていただくことを提案させていただきます。

以上2点、前向きにご検討いただければ幸いです。

---

#### 閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第7回総会を閉会いたします。

雨貝洋子委員

議長、閉会する前に、お願い事をお願いしたいのですが、よろしいですか。

議長（飯野 和男）

雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員

大穂地区の雨貝です。まだ2期目で生意気なのですけれども、農業委員会会議規則の第24条に「委員の退席」というのがあるのです。そこには、総会中みだりに退席することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退席することができる」と記載されておりますので、これを徹底していただきたいと存じます。生意気で申し訳ないのですけれども、厳粛にさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

議長（飯野 和男）

はい、分かりました。

それでは、皆さん、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。御苦勞様でした。

【午後 3 時30分 閉会】

---

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員